

# ニッケルのサプライチェーンにおける 人権デュー・ディリジェンスに関するアンケート

## 基本情報

企業名： 本田技研工業株式会社

回答日： 2026年 3月 25日

## 1. ニッケル採掘における人権問題の認識状況

1.1 本アンケート受領時点で、貴社は、ニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。ニッケル採掘は複合的な人権問題を抱えている恐れがあり、重要人権リスク分野の一つである。

1.2 本アンケート受領時点で、貴社は、特にインドネシアにおけるニッケル採掘に関連する人権問題を認識していますか。認識している場合には、その課題の内容をご回答ください。

インドネシアのニッケル採掘により森林破壊・海洋汚染が進み人権侵害につながっているケースがあると、一部の調査機関（人権団体等）により報告されている。

## 2. ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）の実施状況

○方針と制度について

2.1 貴社は、鉱物資源の調達に特化した方針を策定していますか。策定している場合、先住民族の権利尊重（FPIC）を方針に含めているかを含め、方針の具体的な内容をご回答ください。

本田技研工業は、「Honda 人権方針（Honda Human Rights Policy）」を制定・公開しており、UN ビジネスと人権指導原則（UNGPs）に沿った人権尊重を明示しています。

「国連ビジネスと人権に関する指導原則を支持し、事業活動においてその実践に向けて取り組む」と明記することで、先住民族の権利尊重を含意しています。

Honda 人権方針：[https://global.honda/jp/sustainability/human\\_rights\\_policy/](https://global.honda/jp/sustainability/human_rights_policy/)

2.2 貴社は、鉱物資源のサプライヤーの選定や評価の基準、サプライヤーとの契約条件に人権問題に関連する項目を含めていますか。

Honda は「サプライヤーサステナビリティガイドライン」を発行し、全ての直材取引先に対し、合意書への署名・同意を求めています。この中で、責任ある鉱物調達要件として、紛争地域での武装勢力の資金源となる、また人権侵害および環境汚染につながる可能性がある鉱物の不使用を目指すことを明示しています。

2.3 貴社の事業（現地採掘会社への投資を含む）に使用される鉱物資源について、人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）のプロセスを導入していますか。導入している場合には、遵守している国際条約、国際的枠組みその他の法令・ルールと併せて、プロセスの内容をご回答ください。

EUBR およびドッド・フランク法に則して対象となる鉱物資源に関する人権 DD を実施しています。開示している ESG レポート及び Conflict Minerals Report (Form SD) をご参照ください。

[PDF ダウンロード | ESG レポート | Honda 公式サイト](#)

[FORM SD/Conflict Minerals Report | IR 資料室 | 投資家情報 | Honda 公式サイト](#)

○組織構造について

2.4 鉱物資源の採掘事業（現地採掘会社への投資を含む）及び鉱物資源ないし鉱物資源が使用されている部品の取引に関する人権 DD のプロセスを導入している場合、プロセスを実施している貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に実施しているときは、その概要をご回答ください。

地域ごと、製品領域ごとに異なる部署が担当しています。

2.5 鉱物資源の取引及び事業（現地採掘会社への投資を含む）に関する人権 DD のプロセスにおいて人権問題が特定された場合、通常、その問題に対応することとなる貴社の部署をご回答ください。複数の部署が横断的に対応するときは、関連する部署の名称や関連部署間の連携状況など、対応する組織構造の概要をご回答ください。

地域ごと、製品領域ごとに異なる部署が担当しています。体制については、ESG レポートの 73 ページをご参照ください。

○会議体と報告書について

2.6 鉱物資源の取引及び事業に関連する人権問題を話し合うための会議体はありますか。会議体がある場合に、出席者の概要（役職名等）と開催頻度をご回答ください。

地域ごと、製品領域ごとに異なる部署が担当しています。体制については、ESGレポートの73ページをご参照ください。

2.7 鉱物資源に関する人権DD報告書は作成していますか。作成している場合、過去の報告書も含め人権DD報告書は公開していますか。公開しているときは、公開先をご記入ください。

[Conflict Mineral Report](#)をご参照ください。

3.1 人権DDのプロセスにおける一連の取組み（人権リスクの評価、特定された人権リスクの防止や軽減のための措置の実施、その実施状況および結果の追跡調査の実施など）を開示していますか。開示内容や開示頻度も含めてご回答ください。また、報告書として開示している場合には、開示先をご記入ください。

[ESGレポートの134ページ](#)をご参照ください。

## 4.人権リスクの影響の特定と評価

4.1 貴社は、鉱物資源のサプライチェーンにおける人権リスクの影響を特定していますか。特定している場合、当該人権リスクを重要課題として認識していますか。鉱物資源の種類も含めてご回答ください。（例：電池製造のためのニッケル採掘における人権侵害）

[EUBR](#)ならびにドッド・フランク法で対象とされる鉱物について、人権リスクの影響を特定しています。

4.2 重要課題として認識している場合、これらの人権リスクが与える影響をどのように評価したため重要課題であると認識したかをご回答ください。また、その際にどのような方法により人権リスクや事業への影響を評価しましたか。

[ダブルマテリアリティ](#)により評価しています。

## 5.人権侵害の防止と軽減

5.1 ニッケル採掘に関連する人権侵害を防止または軽減するために、貴社は具体的にどのような措置を実施していますか。

調査の結果、懸案とされているインドネシアからのニッケル調達はないことを確認しております。

5.2 貴社は、これらの措置の有効性を定期的に評価していますか。評価している場合に、その具体的な方法をご回答ください。

調査の結果、懸案とされているインドネシアからのニッケル調達はないことを確認しております。

5.3 貴社は、これらの人権侵害の防止および軽減に向けた取組みに関して情報公開していますか。公開している場合、公開先をご記入ください。

ESG レポートをご参照ください。

## 6.対話・救済手続き（グリーンバンスメカニズム）の実施状況

6.1 ニッケル採掘に関して、製錬所や採掘現場など、サプライチェーンにおいて発生する人権侵害について、貴社のご状況について以下の質問にご回答ください。

- (1)人権侵害により影響を受ける労働者や地域社会に対して救済制度を提供していますか。  
一次取引先に対しては企業倫理提案窓口を開設しています。今後、社会全般に広く開示されたシステムとしてグリーンバンスメカニズムの導入を検討しています。
- (2)救済制度は周知されていますか。周知方法をご回答ください。  
ウェブサイトでの公開を検討中です。
- (3)救済制度はどの言語や手段（電話、オンラインフォーム、電子メール等）でアクセスできるようになっていますか。  
主要言語（英語、日本語、中国語など）での対応を予定しています。  
オンラインフォームおよび電子メールを予定しています。
- (4)申立人に救済制度の手続き中に法的措置を取る機会是与えられていますか。  
申立人が、救済制度の手続き中に法的措置を取る機会を妨げないことをグリーンバンスメカニズムの運用規則にて明記する予定です。
- (5)苦情が申し立てられた場合、貴社のどの部署（窓口）が最初に対応しますか。

案件によって異なりますが、原則として、対象地域のサステナビリティ部門が対応します。

6.2 貴社は、（ニッケル採掘に関する人権侵害に限らず）人権問題に関する苦情を受け付けるための窓口を海外向けに設けていますか。設けている場合、対応言語を含め、その概要をご説明ください。

実施状況：グローバルで運用するグリーンバンスシステムを導入検討中

6.3 ニッケル鉱山の労働者または地域社会からの苦情に対処するための制度を導入している場合は、以下の項目についてご回答ください。

- (1)貴社の昨年度における苦情受付件数
- (2)貴社に対して昨年度に提起された人権問題の種類
- (3)貴社による昨年度中の主な対応内容と結果
- (4)貴社において昨年度中の苦情 1 件あたりの対応にかかった平均的な期間

制度検討段階のため、実績はございません。

## 7. サプライチェーンのトレーサビリティ

7.1 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライヤー（一次、二次およびそれ以降など）をどこまで把握していますか（電池メーカー、製錬所、採掘業者など）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

EUBR に基づき、対象部品のニッケルサプライヤーに関する調査を実施していません。時点において結果は公開しておりません。

7.2 貴社は鉱業会社または鉱物処理会社との間で直接、ニッケルその他の鉱物の調達契約を締結していますか。締結している場合は、貴社の人権方針や調達方針などに対する理解とそれらに則した実践の要請について、契約書に明記していますか。

直接の契約はございません。

7.3 貴社は、電気自動車（EV）用の電池に使用されているニッケルのサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか。その基準やプロセス、頻度についてご回答ください。調査やモニタリングの結果を公表している場合は、公表先をご記入ください。

EUBR に基づき実施する計画です。基準、プロセス、頻度については今後発行予定のガイドラインに準じます。

7.4 貴社は、人権問題以外にニッケル採掘による環境への影響について調査していますか。

EUBR に基づき実施する計画です。

7.5 貴社は、調達方針に基づき、サプライヤーに人権尊重を求めるために、どのような措置を講じていますか（例：契約上の義務、サステナビリティ研修の実施など）。また、調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

EUBR に基づき実施する計画です。

## 8.ステークホルダー・エンゲージメント

8.1 EV 用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社はステークホルダー・エンゲージメントポリシーを策定していますか。策定している場合、ポリシーの内容をご回答ください。

Honda 人権方針において、人権リスクの特定・防止・是正にあたり、関連するステークホルダーとの対話・協働を行うことを明記しています。

8.2 EV 用の電池に使用される鉱物資源に関して、貴社と以下のステークホルダーとの関係性の概要を説明してください。

- (1)労働組合（関与している組合名や関与の内容など）  
該当なし
- (2)NGO（関与の頻度や内容、成果など）  
お問い合わせごとに適宜対応させていただいております。
- (3)投資家（人権問題や人権 DD の実施に関するコミュニケーションの内容など）  
お問い合わせごとに適宜対応させていただいております。
- (4)国際機関（人権問題に関する取組みへの協力内容など）  
該当なし
- (5)その他ステークホルダー（ステークホルダーの種類や関与目的など）  
該当なし

## 9.既知の人権問題に対する対応

9.1 貴社が本アンケートの 1.1 および 1.2 で言及した人権問題について、貴社の事業に関連して当該リスクを認識している場合、人権 DD プロセス、苦情処理メカニズムその他の社内プロセスを通じてどのように対処しているかを具体的に回答ください。

調査の結果、懸案とされているインドネシアからのニッケル調達はないことを確認しております。

## 10.課題と障壁

10.1 サプライチェーンにおける人権問題について、貴社が直面している課題や障壁を具体的に回答ください（例：法規制の欠如、技術的制約、業界全体の問題、リソースの制約など）。

サプライチェーン深層までのトレサビリティ情報の入手に苦戦しています。

## 11.その他

11.1 貴社は、EU その他の国地域における人権デュー・ディリジェンスに関連する法制度について、どのような手段で最新情報を入手していますか

弊社海外拠点や関連部門と連携して情報入手に努めています。

11.2 人権デュー・ディリジェンスが日本国内で法制化される場合、内容等に対する要望があればご記入ください。

先行する欧州規制に則した内容となり、相互に互換性があることが望ましいと考えます。

11.3 鉱物資源の人権デュー・ディリジェンスを実施するにあたっての課題があれば、その内容についてご記入ください。

Tier N までの遡りが課題となっています。

11.4 人権デュー・ディリジェンスの実施やライツホルダーとの対話などに際し、業界団体や NGO 等を活用されていますか。活用方法（課題も含む）についてご記入ください。

特になし

## アンケート締め切り

ご回答は、**2026年3月31日（火）**までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございました。皆様のご回答は、責任ある調達慣行を推進し、サプライ

チェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを推進するために活用させていただきます。